

読替え後の「大阪外国語大学日本学生支援機構
奨学生等推薦規程」

平成 17 年 2 月 24 日
制 定

最近読替改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 読替え後の大阪外国語大学学則第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づいて大阪大学（以下「本学」という。）に置く旧外国語学部及び旧大学院言語社会研究科（以下単に「旧大学院」という。）における独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）が貸与する学資を受ける者（以下「奨学生」という。）等に係る推薦については、他の法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(推薦の種類)

第 2 条 推薦の種類は、次のとおりとする。

- (1) 奨学生の定期採用（定期的に採用のあるもの）に係る推薦
- (2) 奨学生の定期外採用（家計支持者が失職、破産、事故、病若しくは死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、その事由が発生した月から 12 月を超えない期間内に奨学金が緊急に必要な者に対する不定期採用）に係る推薦
- (3) 旧大学院において日本学生支援機構が貸与する無利息の学資の貸与を受けた者の返還免除に係る推薦
- (4) 優秀学生顕彰事業、第二種奨学金（海外）及び第二種奨学金（短期留学）に係る推薦
- (5) その他日本学生支援機構から推薦依頼のあったもの

(申請手続)

第 3 条 奨学生等として推薦されることを希望する者（旧外国語学部、旧大学院及び大阪外国語大学（大学院を含む。）の卒業生・修了生を含む。）は、所定の期日までに、日本学生支援機構の定める資料及びその他本学が必要と認める書類を、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部課等に

提出しなければならない。

- (1) 旧外国語学部及び旧大学院の学生で前条第 1 号及び第 2 号に定める推薦を希望する者 学生部学生・キャリア支援課
 - (2) 旧大学院の学生で前条第 3 号に定める推薦を希望する者 言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室
 - (3) 旧外国語学部の学生で前条第 4 号に定める優秀学生顕彰事業に係る推薦を希望する者 学生部学生・キャリア支援課
 - (4) 旧外国語学部の学生で前条第 4 号に定める第二種奨学金（海外）及び第二種奨学金（短期留学）に係る推薦を希望する者 言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室
 - (5) 旧外国語学部及び大阪外国語大学外国語学部の卒業生で前条第 4 号に定める第二種奨学金（海外）に係る推薦を希望する者 言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室
 - (6) 旧大学院の学生で前条第 4 号に定める第二種奨学金（海外）及び第二種奨学金（短期留学）に係る推薦を希望する者 言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室
 - (7) 旧大学院及び大阪外国語大学大学院の修了生で前条第 4 号に定める第二種奨学金（海外）に係る推薦を希望する者 言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室
- (推薦)

第 4 条 奨学生等に係る推薦は、次により行う。

- (1) 第 2 条第 1 号に定める推薦
 - ア 旧外国語学部の学生に係る推薦 日本学生支援機構が定める内示数の範囲内で、大阪大学総長（以下「総長」という。）が行う。
 - イ 旧大学院の学生に係る推薦 旧大学院における部内選考を経て、大阪大学日本学生支援機構奨学生推薦選考に関する申し合わせにより算定された内示数の範囲内で、総長が行う。
- (2) 第 2 条第 2 号及び第 4 号に定める推薦 総長が行う。
- (3) 第 2 条第 3 号に定める推薦 旧大学院博士前期課程学務委員会若しくは同博士後期課程学務委員会及び大阪大学第一種学資金返還免除候補者選考委員会における選考を経て、第一種学資金返還免除候補者選考に関する申し合わせにより算定された推薦可能数の範囲内で、総長が行う。

(4) 第2条第5号に定める推薦 被推薦者の所属等に応じてその都度定める。

2 前項の選考に関する基準は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規程及び他の法令等に定めるもののほか、奨学生等に係る推薦に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規程は、平成19年12月6日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、改正後の大阪外国語大学日本学生支援機構奨学生等推薦規程第3条第1号及び第3号の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。